

平成 23 年 6 月 30 日
東 海 財 務 局

ラ イ ツ 信 託 株 式 会 社 に 対 す る
行 政 処 分 に つ い て

1 . ライツ信託株式会社（以下「当社」という。）に対しては、平成 22 年 6 月 29 日、平成 22 年 9 月 29 日、平成 22 年 12 月 22 日及び平成 23 年 4 月 1 日の 4 度にわたり、信託業法第 45 条第 1 項に基づく業務の一部停止命令及び第 43 条に基づく業務改善命令を発出したところである。

しかしながら、当社から提出された報告等によると、上記の業務改善命令で命じた「健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な業務計画」の策定・実行等が履行されておらず、こうした状況は、信託業法第 45 条第 1 項（同項第 4 号に規定する法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき）に該当するものと認められる。

また、当社は、平成 23 年 6 月 20 日の取締役会で信託業の廃止の方針を決議し、今後、既存信託契約の終了等により、信託業の廃止に向けた手続きを行うとしているが、受益者保護の観点から適切な手続きが行われる必要がある。

こうした状況は、信託業法第 43 条の「信託会社の業務又は財産の状況に照らし、信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」に該当するものと認められる。

2 . 以上のことから、当社における信託業の廃止の方針を踏まえ、受益者保護のために必要な措置等を命ずるため、本日、以下の行政処分を行った。

（ 1 ）業務の一部停止命令

平成 23 年 7 月 5 日（火）から平成 24 年 1 月 4 日（水）までの間、信託業にかかる業務（平成 23 年 7 月 4 日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、下記（ 2 ）の業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

（ 2 ）業務改善命令

信託業務の健全かつ適切な業務運営を確保するため必要があると認められることから、以下の措置を講じること。

全受益者に対して、当社における信託業の廃止の方針及び今回の行政処分の内容を説明し、今後の信託契約のあり方にかかる受益者の意思を確認し、受益者保護のために必要な措置を直ちに講じること。

当社が信託業の廃止手続きを完了するまでの間、信託会社として適切な法令等遵守、経営管理及び内部管理態勢等を確保すること。その際は、以下の事項

についても確実に実行すること。

イ．既存信託契約の管理・返還にかかる業務を適切に実行できる人的構成及び態勢を確保すること

ロ．信託会社として、受益者保護のために必要な財務基盤・資金を確保すること

ハ．信託契約の関係書類及び信託財産に関する帳簿等の重要物件について、滅失・毀損・遺漏等が発生しないよう適切に管理すること

ニ．信託財産の保全と分別管理を徹底するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないなど、顧客保護に万全の措置を講じること

受益者と協議する際や資本政策等を実施する際には、受益者や投資家等に対し、当社の財務・経営状況等に関する直近の状況(本処分の内容及び処分の理由並びに処分の影響を含む。)を適切に説明、情報開示すること。

上記 ~ を確実に実行するための計画を策定し、直ちに実行すること。

上記 の計画については、すみやかに提出するとともに、その実行状況は7月15日(金)を初回として、1ヶ月ごと又は当局の求めに応じて随時に報告すること。

なお、上記 ニ. の分別管理状況については、7月1日(金)から営業日ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

東海財務局 理財部 金融監督第1課
052 - 951 - 2493(直通)